

平成27年度 第7回吉川区地域協議会次第

日時：平成27年9月4日（金）
午後7時00分から
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 会長報告
 - (2) 委員報告
 - (3) 事務局報告
- 4 協議事項
 - (1) 吉川区地域活動支援事業について
 - (2) 地域協議会の見直しについて
 - (3) 自主審議事項について
 - ①区内の各種団体から意見を聴く会の今後の対応について
 - (4) 吉川区地域活動支援事業の反省点、課題、改善提案等について
 - (5) その他
- 5 総合事務所からの諸連絡について
- 6 その他
- 7 閉 会

平成27年度吉川区地域協議会視察研修（案）

- 実施日 平成27年10月23日（金）
- 視察先 東京電力柏崎刈羽原子力発電所、自衛隊高田駐屯地、
INPEX メガソーラー上越

○ 日 程

| 時 間 | 視 察 先 | 研 修 内 容 |
|---------------------|---------------------------------------|--|
| 8:00 | 吉川区総合事務所 出発 | |
| 9:00 ～ 11:00 | 東京電力 柏崎刈羽原子力発電所 TEL0120-344-053 | 原子力発電の仕組みや、福島第一原子力発電所の事故を踏まえての安全対策について、学び理解を深める。 (8月にも、吉川区で原子力災害に備えた屋内退避・避難計画の説明会が行われ住民の関心も高い。) |
| 12:00 ～ 14:00 | 自衛隊 高田駐屯地 TEL025-523-5117 | 災害派遣などでも活躍している自衛隊の訓練の様子や、防衛施設・機材等を視察する。 (現在、国会で審議されている安全保障関連法案の行方によっては、自衛隊の活動も大きく変わる。) ※体験喫食（昼食）あり |
| 14:30 ～ 15:10 | INPEX メガソーラー上越 TEL025-534-5670（本社） | 再生可能エネルギーの取り組みの一環として、大規模な太陽光発電事業を視察する。 |
| 15:30 | 吉川区総合事務所 到着 | |

平成27年度 吉川区地域活動支援事業 3次募集提案事業一覧

第7回吉川区地域協議会
平成27年9月4日
協議資料No.1

吉川区への配分額：5,700千円【既決額5,552千円；追加可能額148千円】

| No | 事業の名称 | 団体等の名称 | 事業費 (単位:千円) | 補助希望額 (単位:千円) | 事業内容 | プレゼン 希望の有無 | プレゼン ヒアリング 実施の有無 | 現地調査 実施の有無 | 追加資料 の有無 | 備考 |
|------|-----------------------------------|-----------|----------------|------------------|---|---------------|------------------------|---------------|-------------|----|
| ※ | 【既決内容】 クリーン大乗寺 環境整備事業 ほか11件 | 大乗寺町内会 ほか | 7,530 | 5,552 | - | - | - | - | - | - |
| 3次-1 | 勝穂フェスティバル事業 | 勝穂地域づくり会議 | 80 | 26 | 勝穂地域全体の交流の機会が減る中、地域住民の皆さんが 集まる場を提供するため、勝穂フェスティバルを開催し、地域 全体で支え合う機運の醸成と地域の活性化を図る。 | なし | なし | なし | なし | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 80 | 26 | | | | | | |
| | 合計 | | 7,610 | 5,578 | (吉川区への配分額との差額:122千円) | | | | | |

平成27年度 地域活動支援事業（吉川区） 採点一覧表（3次募集・本審査）

1. 採点結果一覧

（単位：千円）

| NO | 事業名 | 提案者名 | 事業費 | 申請額 | 市補助額 | 採点項目 | | | 特記事項 | 結果 |
|------|-------------|-----------|-----|-----|------|---------------|------|---------------------|------|----|
| | | | | | | 各項目の計 (25) | 補助率 | 優先採択 方針との 整合性 | | |
| 3次-1 | 勝穂フェスティバル事業 | 勝穂地域づくり会議 | 80 | 26 | 23 | 22 | 9/10 | ○：16 ×：0 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 80 | 26 | 23 | | | | | |

148 - 23 = 125 千円の残額

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて（案）

平成25年度から2か年にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向けた検証を行いました。

検証会議からは、自主的審議の活性化や人口減少に応じた委員定数の見直しなど、地域協議会の活性化に向けた様々なご意見をいただいたところです。

市では、これらのご意見やこれまでの制度の運用状況等を踏まえ、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させる地域協議会の役割をより一層発揮するため、制度や運用の一部を見直すものです。

1 地域協議会の役割等

(1) 地域協議会の役割

地域協議会は、地域の課題を解決するために、地域協議会委員が当該自治区に暮らす住民の目線に立った議論をし、取りまとめた意見を市政に伝える市長の附属機関です。

その性格上、地域の協働の要となることが期待されています。

(2) 諮問の趣旨、範囲

「諮問」とは、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について諮問機関に対して意見を求めるものです。市長は、自らの政策判断に必要とする意見を求めるため、諮問機関に対して諮問の趣旨や範囲を示して諮問します。

地域協議会への諮問は、地域協議会の役割を踏まえ、地域自治区内の「住民の生活に及ぼす影響」という観点から、地域協議会の意見を求めています。

(3) 自主的審議

地域協議会には自主的審議権があるため、諮問の範囲を超えて自主審議をすることが可能です。ただし、地域協議会は地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、地域自治区に住む住民としての観点からの議論となり、市に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容となります。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

2 見直しの内容

(1) 諮問基準の整理・見直し

地域自治区に関する重要事項で「当該区の住民の生活に及ぼす影響」の観点から、真に必要なもののみを諮問することとし、次に掲げるものを除外します。

①統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定

<除外する理由>

一部の公の施設の使用料については、平成 26 年度に受益者負担の適正化を目指した統一的な算定基準を設けて改定しており、今後はその基準により 3 年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を見直す予定であるため。

②公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止

<除外する理由>

公の施設の管理運営は、指定管理制度においても条例や業務仕様書の範囲の中で行われるものであり、住民生活に大きな影響を及ぼすものではないため。

③地域自治区内の特定の地域の利用に特化した施設の廃止、管理の在り方の変更

<除外する理由>

使用する人が地元関係者に限定されており、それらの方々の了解が得られている施設の廃止や管理の在り方の変更については、市長の政策判断と地域住民の意向との間に齟齬が生じないため。

(2) 委員定数基準の見直し

現在、13 区と 15 区で異なる基準により定められている委員定数を、人口減少の現実を鑑み、全区統一の人口に基づく定数基準とします。

①定数の基準

- ・最少の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、改正前の地方自治法に定められていた人口 2,000 人未満の町村の議会の議員の上限定数を参考に、12 人とする。(現行のまま)
- ・最多の定数は、会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して 20 人とする。(現行のまま)
- ・最少 (12 人) と最多 (20 人) の人数の範囲で、人口 5,000 人毎に均等に定員 2 人を割り振る。(変更点)

| 人口 | | 新基準(案) | 現 15 区基準 | 現 13 区基準 | 改正前自治法の上限定数 |
|------------|------------|--------|----------|-----------|-------------|
| 2,000 人未満 | | 12 人 | 12 人 | 12 人～14 人 | 12 人 |
| 2,000 人以上 | 5,000 人未満 | | | | 14 人 |
| 5,000 人以上 | 10,000 人未満 | 14 人 | 16 人 | 16 人～18 人 | 18 人 |
| 10,000 人以上 | 15,000 人未満 | 16 人 | 18 人 | 18 人 | 22 人 |
| 15,000 人以上 | 20,000 人未満 | 18 人 | | — | |

| | | | | |
|-----------|-----|-----|---|-----|
| 20,000人以上 | 20人 | 20人 | — | 26人 |
|-----------|-----|-----|---|-----|

②各区の定数

| 地域自治区名 | 人口 | 現行定数 | 改正案 | 現行との差 |
|--------|----------|------|------|-------|
| 高田区 | 29,276人 | 20人 | 20人 | |
| 新道区 | 9,248人 | 16人 | 14人 | △2人 |
| 金谷区 | 14,475人 | 18人 | 16人 | △2人 |
| 春日区 | 20,376人 | 18人 | 20人 | 2人 |
| 諏訪区 | 1,050人 | 12人 | 12人 | |
| 津有区 | 4,991人 | 16人 | 12人 | △4人 |
| 三郷区 | 1,405人 | 12人 | 12人 | |
| 和田区 | 5,744人 | 16人 | 14人 | △2人 |
| 高士区 | 1,503人 | 12人 | 12人 | |
| 直江津区 | 18,890人 | 18人 | 18人 | |
| 有田区 | 14,804人 | 18人 | 16人 | △2人 |
| 八千浦区 | 4,067人 | 12人 | 12人 | |
| 保倉区 | 2,229人 | 12人 | 12人 | |
| 北諏訪区 | 1,599人 | 12人 | 12人 | |
| 谷浜・桑取区 | 1,713人 | 12人 | 12人 | |
| 安塚区 | 2,653人 | 12人 | 12人 | |
| 浦川原区 | 3,549人 | 12人 | 12人 | |
| 大島区 | 1,733人 | 12人 | 12人 | |
| 牧区 | 2,097人 | 14人 | 12人 | △2人 |
| 柿崎区 | 10,233人 | 18人 | 16人 | △2人 |
| 大潟区 | 9,705人 | 18人 | 14人 | △4人 |
| 頸城区 | 9,474人 | 18人 | 14人 | △4人 |
| 吉川区 | 4,477人 | 16人 | 12人 | △4人 |
| 中郷区 | 4,065人 | 14人 | 12人 | △2人 |
| 板倉区 | 7,164人 | 16人 | 14人 | △2人 |
| 清里区 | 2,900人 | 12人 | 12人 | |
| 三和区 | 5,867人 | 16人 | 14人 | △2人 |
| 名立区 | 2,752人 | 14人 | 12人 | △2人 |
| 合計 | 198,039人 | 416人 | 382人 | △34人 |

※人口は、平成27年4月30日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

ただし、正式な定数は、改選の前年の9月30日現在の住民基本台帳データを使用する。

③激変緩和措置（会長会議を受けた変更点）

基準の見直しにより定数が4人減となる区については、次の任期の間（平成28年4月29日～平成32年4月28日）のみ現行から2人減とする特例を認めます。

④欠員の補充（会長会議を受けた変更点）

これまで、公職選挙法に基づく市議会議員の欠員に対する対応を参考として、定数の6分の1を超えるに至ったときに補欠委員を追加選任する取り扱いとしてきましたが、次の任期から欠員が生じた都度、速やかに委員資格者の中から市長が選任を行う取り扱いに変更します。

(3) 公務員のうち非常勤に当たる職員の委員資格の容認

地域の貴重な人材を確保するため、公職選挙法に準じて公務員の立候補制限をしている規定を緩和し、非常勤職員の委員資格を認めることとします。

ただし、上越市の非常勤職員で、諮問や意見書の当事者（市長その他の市の機関）となりうる職及び公選制であることによる選挙事務関係の主要な役職については、職責遂行に支障があると考えられるため、従前どおり制限します。

<従前どおり制限する職>

選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員等のほか、非常勤一般職のうち職種が施設の長等にあたる者

(4) その他一層の活性化に向けた取組

- ① 地域の課題を把握し解決に当たるため、地域住民や団体との意見交換会の開催を一層進めるとともに、自主的審議の結果をいかすことにつながる「意見書」や「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」のそれぞれの活用方法を分かりやすく示し、内容に合った解決手法を選択してもらえよう、サポートを強化していきます。
- ② 委員の活発な議論を促し、地域協議会の活性化を図るため、研修機会の充実等について検討を進めます。
- ③ 地域協議会委員の役割、諮問・答申の在り方や諮問の趣旨のほか、地域を元気にするために必要な提案事業や地域活動支援事業等の説明などをわかりやすくまとめた手引きを作成し、委員のマニュアルとして活用します。また、次期改選に向けて一般市民にも公表・配布します。

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|--------|--------------|
| 7月下旬～ | 各地域協議会への説明 |
| 12月議会 | 条例改正案議会提案 |
| 12月中旬 | 委員募集に関する周知開始 |
| 3月 | 委員公募 |
| 4月中旬 | 委員選任 |
| 4月29日～ | 委員任命 |

意見交換アドバイザー計画書（案）

吉川区総合事務所

1 実施区

吉川区地域協議会

2 日時・会場

日時：平成27年11月 日（ ） 午後 時から午後 時まで

会場：吉川コミュニティプラザ 大会議室

3 講師

① 上越市立吉川中学校 教諭 永井 哲 氏

② JA えちご上越 営農生活部園芸畜産課長 岩崎 健二 氏

4 内容

平成27年2月22日開催、吉川区の地域課題について各諸団体から意見を聴く会において、参加者から出された次の意見について対応を検討するため、当該案件に精通している担当者、専門家を講師にお招きし研修会を行うもの。

- ① ・ 中学2年生の職場体験が数年前から区内で実施されているが、昨年、企業側から受入れを断られた例があり、多くの企業の協力願いたい。
・ 中学生は小学生よりも地域の人たちと活動する機会が少ないので、職場体験より学校に技術・特技のある方を招いて、指導を受ける機会を設けてはどうか。
- ② ・ あるるん畑では売上を伸ばしている。吉川でも青空市場を拡充すべきでは。
・ 「道の駅」の施設が点在し、高齢化と共に販売所の品数や売上も落ちているので、空き地を活用し地域の人々が集まる施設整備が必要では。

「雪国・米どころの直売所あるるん畑の歩み」



JA えちご上越 営農生活部 園芸畜産課長
あるるん畑 マネージャー (新潟県上越市)
岩崎 健二

自分の人生を変えた、直売所

農協に入り 27 年。初めは稲作の指導員を 13 年担当した。農協合併後には広報担当となり、日本農業新聞の通員もした。平成 16 年に営農指導員に戻った時、ちょうど農協が直売所を立ち上げる計画があった。その後プロジェクトのリーダーに任命され、そこから自分の人生が変わっていった。今でこそ直売所は人気だが、当初はまだ認知されていなかった。直売所の立ち上げに関わった皆さんも苦勞されたと思う。仲間内のけんかや足の引っ張り合いなども経験しながら、なんとか売り上げをあげ、農家に利益を還元する仕組みを作ってきた。

豪雪の米どころの直売所で 3 億も売れるか

上越市は新潟市内から高速で 2 時間もかかる豪雪地だ。農協の米の売上高は約 105 億ある米どころ。一方の園芸は約 8 億。うち約 5 億が直売所の売り上げだ。売上の 8 割を米が占めるような農協が年間 3 億を売上目標に上げる直売所を計画した。市場にも 3 億しか売っていないのに、直売所で 3 億売ろうという計画だった。関係者間でも 1 億くらいしか売れないだろうと囁かれていた。1m 位の積雪なら施設園芸も出来る。だが、上越は 8 m 15cm の人里では日本一の記録を持つ。12～3 月はほぼ雪の下。海岸部くらいしか施設園芸は出来ない。

だが、その雪融け水で美味しい米がとれる。だから無理をして園芸をしなくとも、コシヒカリを作っていれば経営が成り立つような土地柄だった。そんな地元でも減反や米余りで農業所得が減る中、直売所開設の話が出てきたのだった。

1 坪で 1 日 1 万円を売るには、1㎡に農家 1 名

店の計画は約 80 坪。この広さでは年間約 3 億の売り上げが求められた。1 日 1 坪で 1 万円が売上目標であり、80 坪なら 80 万売るのが良い店だと直売所の本に書いてある。だから、年間 3 億の目標が定められた。1㎡に生

産者が 1 名いれば店の商品が賑わって見えるということだ。260㎡なら 260 名の生産者を集めなくてはならない。そうしないと品揃えでスーパーとの差別化を打ち出せない。だが、結果として現在は約 660 名の生産者がいる。

豪雪地の直売開設プロジェクトチーム

平成 17 年に直売所開設プロジェクトチームのリーダーに任命された。当時は仲間内でも 3 億を売るのは無理だという認識だった。会議では上司がいなくなると直売所なんて無理だという意見が多かった。1 階は雪にすっぽり埋まるような土地柄。雪の怖さや弊害も良く知っている。冬はいつも雪のことを心配しながら生活している。会議が始まった時に降り出した雪が、終わる頃には車を埋めて、自分の車すら判らなくなるくらい豪雪地なのだ。

山菜が終わると売れる物がなくなった

2 千人を超える組合員に直売所の仕組みについて 1 年間説明に歩いた。だが、農家も職員も消費者も直売所にはまだまだ半信半疑だった。オープンは平成 18 年 4 月。雪国に通年営業の大型直売所が出来たとマスコミでも話題になった。5 月末までは順調だった。野菜を作らなくても山に山菜を取りに行けば良かった。しかし、山菜が終わる 6 月頃から商品がなくなった。物がなくなるとお客様も来なくなる。夜な夜な生産者に自分と 20 代の店長が電話をし続けた。翌日の店が心配で涙を浮かべた店長の顔は今でも忘れられない。

農業振興は生産対策でなく、販売対策

お客様が減ると、生産者も持ってくる量を減らすという悪循環がある。お客様より店員の方が多いためからかわれる日もあった。だが、店を潰すわけにはいかないので、7 月から集客対策でイベントを繰り返した。そのイベントにあわせて農家に商品を作ってもらった。それがつながら、ようやく初年度に 1 億円の売り上げを達成した。経験から断言出来るのは、農業振興は生産対策でなく、販売対策が大切だということだ。販売対策をすることで、自ずと生産力が



3億円達成の記念誌とDVD

ついてくる。そうやって農家に持ってきてもらった商品は、決して余らせないようにスタッフが売りに歩いたこともあった。売り上げが3億近くなると、近くのスーパーが偵察に来るようになった。目標の3億を達成した4年前にこれまでの歩みをまとめた30分のDVD(3,150円)を作った。一緒に立ち上げた農家は涙を流して見た。

お客様の声から「健康野菜コーナー」を設置

お客様との会話から生まれた企画も多い。「健康野菜コーナー」もそうだ。「昨日はキクイモがあったのに、今日は何でないのか。お父さんが糖尿病だから店にないと困る」とお客様に叱られた。その声がかっかけて、健康野菜がヒットするだろうとひらめいた。そこで、生産者講習会を開き、キクイモ、ヤーコン、アシタバ、ケール、アイスプラントなどを作り、1カ所に集めた「健康野菜コーナー」を4年前に開設した。

ハンディを逆手にとった「雪下畑の仲間たち」

雪国の悩みとして、冬場の品揃えがある。雪国では白菜、大根、人参、ねぎ、キャベツ等の主要野菜を雪や寒さを利用し、冬期間保存して食べる習慣がある。すると、野菜が甘くて美味しくなる。これもお客様から「雪下で保存された野菜は甘くて美味しい」という声に推されてシリーズ化した。研修会で保存方法の統一化や品種の説明を進め、「雪下畑の仲間たち」というブランドにした。これを商標登録し、26年度からは都会に売り込む戦略だ。雪国のハンディを逆手にし、初年度は150万程度、今は480万の実績となり、農家もやる気になってきた。

豊富な加工品があるるん畑の魅力

冬場対策として、会員の加工品づくりの後押しも進めてきた。保健所にお願ひし、「あるるん畑の日」として会員が保健所に気軽に相談に行ける日を決めてもらった。「あるるん畑」の担当職員と専用部屋を設けてもらい、農家が安心して相談に行ける環境を作った。これらが功を奏し、現在では総売上額の約3割を加工品が占めている。「粟、キビ、特別栽培米、赤米、黒米」を混ぜて詰め合わせて商品化した五穀米も売れた。この五穀米に、農家に箸を五角に削ってもらい、それをセットで上杉謙信公の祀ってある春日山で祈祷してもらい、合格グッズとして商品化した。

25年度には6次産業化としてあるるんオリジナル農産加工品を作り、統一ラベルも作った。「まるごとこんにく」「干し野菜のキムチ」「くびき牛のしぐれ煮」「あるるんまんじゅう」などが開発され、この10月から販売を開始した。今年は加工品の売り上げが2億近くになり、さらに加工品の割合が高まってきた。加工品が年間

を通じた店の魅力に育ってきた。

担い手の声を店づくりに反映させる

後継者対策として、40代までの会員を集めて「元気担い手プロジェクト」という青年部活動を進めている。メンバーは約50名で最も若い人が28才。売り場改善には若手の意見を積極的に採用し、やり甲斐につなげている。

25年度の店の売り上げは6億になるだろうと見込む。昨年売り場を1.6倍に拡張すると、広げただけで客単価が100円上がった。今まで買いづらかったのかと反省している。ゆっくり買い物してもらっただけで客単価が上がった。店の設計は大事だと感じている。

地域産業の発展を考える直売所

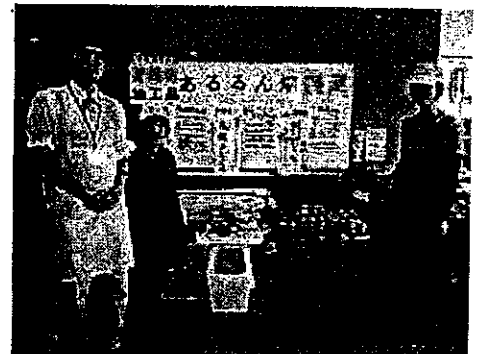
直売所が出来てから、農家も農協も意識が変わった。農家は売れるものを、人と違うものを作ろうとしている。消費者も地域の食や農業を考えてくれるようになり、「あるるんの皆さん、頑張っ」と声を掛けられることも多くなった。直売所は地産地消の推進を通じて、地域コミュニティの将来までを考えるセンターになってきた。地域の産業を発展させることを生産者と消費者と一緒に考える場になった。ここに「あるるん畑」の新しい役割と機能が見えてきたと感じている。

直売所は最も効果的なフードシステム

直売所がここまで大きくなると失敗は許されない。安全・安心の担保やクレーム対策も確実に求められる。直売所の社会的な責任も大きくなってきた。そのためにも直売所の役割を明確にしておくことが大事だ。

次の展望は、直売所に来てくれる消費者にただ買い物をしてもらっただけでなく、地元農業の応援団になってもらうことだ。直売所を核に作り手と食べ手が一体になっていることが、最も効果的で効率的なフードシステムだと確信している。

農業の課題は山積みだ。だが、農家が情熱を掲げて消費者も感動できる直売所が発展していけば、農業の将来はある。今日は志を一緒にする全国の皆様に会えて感動している。



25年度に開発した「あるるんオリジナル加工品」の試食コーナー。左が現在の2代目の中条店長

※「あるるん畑」については「ちよくばい17号」で詳しく紹介しています。

吉川区地域活動支援事業に係る反省について（とりまとめ結果）

第7回吉川区地域協議会
平成27年9月4日
協議資料 No. 4

| No. | 問題点、反省点、課題など | 左記の対策・改善案など | 協議結果 |
|-----|--|--|------|
| 1 | 単年度に於いて、提案者が複数事業提案をする事がある。 | 公平性から見て、提案数、補助金額に限度を設けては。 | |
| 2 | 採択された提案を取り下げた後、ほぼ同一内容の事業が提出された事例。初応募の団体なら、採点と補助率にとまどいがあったのではと理解できるが、例年応募している団体としては理解できない。 | 2次募集があったから生じたものとするが、不採択となって事業を再計画し応募する以外、類似の事業は受付けない旨、内規に書き込む。 | |
| 3 | 今年度、地域活動支援事業が1回目の審査で採択決定されたのに、補助金減額で自己財源が乏しく、事業実施が困難との理由で辞退され、2回目も追加募集に事業を変え、事業の内容も1回目と類似した内容のものを再度提出されたことに大変疑問を感じる。 | 吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規の変更。 採択された事業を辞退した場合は、当該年度に再提案することは認めない。 (事業の名称を変えても内容が前回と類似した内容のものも認めない) | |
| 4 | 防犯灯 LED 化の事業提案が多い。これは地域住民が早急に要望している市全体の事ではないか。 | 上越市では交換に対して補助金を出しているが、市として行えないのか。早めの施行でコスト及び電気料金の軽減で経費削減につながるのでは。 | |